

礫川南嶺・東船笑登満人・十字亭三九に関する再考 察

康, 志賢
(韓国) 全南大学校 : 教授

<https://doi.org/10.15017/4776876>

出版情報 : 語文研究. 130/131, pp.264-279, 2021-06-02. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :



礫川南嶺・東船笑登満人・十字亭三九に関する再考察

康 志 賢

十返舎一九の名跡は四代目まで続く。この戯作者としては希有な現象について注目されたことがなく、彼らの作品や人物像・伝記的な部分は看過された感がある。その結果、一九

代々に関する誤伝は、既に幕末（脚注16他）から始まり、^{（注1）}今に至るまで尾を引いている。誤謬箇所具体的な指摘は、拙稿 a・d（脚注3・22）に譲るが、主に戯号・代数・著作の書誌に関わるものであった。このように混同されている一九代々を区別する端緒を、二代目一九から提供することを本稿は目的とする。

なぜなら、その中でも三代目一九こと三亭春馬については、石川了^{（注2）}によって大部解明されてきた。しかし、最も多種多様な戯号を有する二代目一九については、主に為永春水門下という側面で論じられ（脚注8）、基本的な称号の整理すら出来

ていないからである。生没を含めた【諸号一覧表】を作製して本稿末尾に付した理由であり、本論はこれが導出された考察課程の一部を示すものでもある。

このように二代目一九が研究史上顧みられる機会が少なかった背景には、転門によって師系や初期作が分かりづらかったこと、逃亡によって半強制的に一九名跡が取り上げられ、晩年が不遇かつ不明なこと、引いては一九として著作した作品も、内容的な評価に預かる機会が少なかったことに起因しよう。よって、彼の著作群の包括的な書誌調査を行った結果^{（注3）}に基づいて、本論では先ず以て彼の人生の前半期に焦点を当てる。二代目一九になる前の名前を中心に先行研究を再考察しつつ、小伝を構築することを目指すが、具体的には、礫川南嶺^{（注4）}及び東船笑登満人として活躍していた文政期と、十字亭三

九として活躍していた文政末期、天保初期著作活動に注目するものである（本名「糸井武」に従って、代表する名前として以下「糸井」を用いる）。

一・享和・文化期の「十字亭」、文政五年の「十字亭」

文政五年（1822）刊・初代一九作『続膝栗毛』十二編中巻に、「十字亭」の画賛がある。この画賛者は誰だろうか。

従来、糸井であるといわれてきた。神保五弥は糸井が文政五年頃「十返舎一九の門人として十字亭三九を号していた」と考え、その理由として、この『続膝栗毛』の署名を掲げる。以来後述の如く通説になっているが、「三九」までは署名されないで、亭号だけで糸井とするには根拠が足りない。稿者は考えている。仮に、通説に従うならば、文政五年、合巻や洒落本作者名に「礫川南嶺」、他に亭号として「十字亭」を十返舎門下に入り使っていたが、「三九」の名の稿者管見初出である文政十三・天保元年（1830）『魁梅枝曾我』『妹甘丁読作話』に、二十七歳に因んで「三九」を頂いたという流れを想定しなければならない。文政十、十一年糸井は「東船笑登満人」として為永春水門下にいたことを鑑みると、「十字亭」は亭号として不可解でもある。よって、『続膝

栗毛』十二編の画賛者「十字亭」が糸井であるという通説には疑義が残るので、糸井の「文政十一年、十字亭号に戻る」という先行説も再検討すべきであることを次節で詳論する。

そして、この文政五年の画賛者「十字亭」が、十字亭一雅が第三の人物である可能性を考えなければならぬ。実は、糸井が文政十一年（1828）「十字亭」（『迎楚我茶話』に「東船舎改十字亭」、文政十三年「十字亭三九」（『魁梅枝曾我』『妹甘丁読作話』）を名乗る以前に、「十字亭主人」、「十字亭一雅」、「二雅」、「十字亭一馬」と名乗った人物達がいる。そして、糸井が文政十三年二十七歳なら、享和三年（1803）生で、文化五年（1808）『膝栗毛』七編上巻）にして画賛者として名前が見える十字亭一雅、十字亭一馬は、十字亭三九とは年齢上別人になる。十字亭一馬は未詳だが、十字亭一雅は享和元年六十歳（享和二年刊『旅眼石』に「一雅亭画」とあって、佐倉に住む一雅亭は享和元年六十歳という本文有り）である。すると、文政五年は八十才にして画賛を残したのだろうか。糸井が「十字亭」を名乗り出すのが文政十一年、二十七才に因んで「十字亭三九」を名乗り出すのが文政十三年というところ、礫川南嶺期である文政中期に亭号として十字亭（文政五年『続膝栗毛』）をも名乗っていたということは前述のように存疑で、十字亭一雅が八十歳にして生存していたという方がまだ

蓋然性があるろう。

文政五年刊『続膝栗毛』の画賛者「十字亭」が、十字亭一雅か第三の人物である可能性が払拭されない限り、天保四年(1833)刊『仇競今様櫛』三編跋文(注6)に記される、糸井は春水門の「其後」一九門へ来て、「十字亭」号を初めて贈られ、年齢に因んで「三九」まで贈られたという転門の過程は否定できな。十字亭↓春水門下↓十字亭三九を裏付ける確証が得られない現在のところ、文政五年刊・初代一九作『続膝栗毛』十二編中巻の画賛者「十字亭」は糸井ではないと見なした方が妥当だろう。

つまり、「三九」という号は年齢に因んで与えられた(「今の先生二十七歳のとき前の老人考へられて三九子とは名つけられたり」という『仇競今様櫛』三編四方正木跋と、文政十一年に十字亭、文政十三・天保元年から確かに十字亭三九という号が登場することを鑑みると、十字亭一雅は享和元年六十歳、文政五年八十歳で生きていたが、文政十一年には没していたので、糸井が先人の亭号「十字亭」を名乗り出すことも可能になったと思しい。

二・文政十一年「東船舎改十字亭」 …「十字亭号に戻る」説の再考察

中山尚夫(注7)によると、享和四年刊・初代一九作滑稽本『田舎草紙』と、その改刻改題本である文政十一年初春序『辺楚我茶話』との大きな相違点は、口絵や挿絵を彫り直して狂歌が置かれている点であり、この挿絵の改刻には、糸井が大きく関与していたらしいこと、解題で指摘する。画賛者として同書口絵に「東船舎改十字亭」、挿絵に「十字亭のあるし糸井、吾人」と署名する故の推定と思しい。

さて、「十字亭号に戻る」という先行説―前述神保及び次掲『洒落本大成』、山柰誠(注8)であるが、後者は最初提唱したらしい神保稿に従ったことだろう。神保は春水門人として東船笑登満人を号す以前に、「十返舎一九の門人として十字亭三九を号していた」と考えられる一番目の理由として、文政五年刊・初代一九作『続膝栗毛』十二編中巻の画賛者「十字亭」の署名を掲げ、二番目の理由として、天保四年正月刊・糸井作人情本『仇競今様櫛』三編巻尾に近い本文中に「◎昔の堂の跡あと今なほあり。作者、一九先の年、前の、一九と共に江の島へ詣たる時、…」という挿話を掲げ、初代一九は「文政六年に

中風を病み、歩行も自由でなくなっている。従って、彼が初代一九とともに江の島へ参詣したのは、当然それ以前であった」という考えからであった。

反論として三点を挙げたい。その一、神保の掲げる二番目の理由から検討しよう。中山尚夫『返舎一九研究』^(注1)に網羅される初代一九の著作目録によると、文政六年二月発病とともに、以降、実際の旅行に取材した作品は無くなるようである。文政八・九年は闘病生活が続き、十年に漸く本復、同十二年春頃再発したという同書の指摘に鑑みると、回復していた文政十・十一年頃に近場の江の島までなら旅行できた可能性もある。糸井が入門間もないこの時期に、一九とともに近場を旅行したという推測が成り立つわけである。

反論その二、神保の掲げる一番目の理由は、文政五年刊・初代一九作『続膝栗毛』十二編中巻の画賛者「十字亭」をして、十字亭三九であると見なした場合に成立する理由であるが、あくまでも「三九」までは記されないので別人の可能性もある。文政四年から七年という礫川南嶺期(詳細は後述)に、糸井が十字亭をも名乗っていたという確証が得られない限り、前述の如く、八十歳にして文政五年に生存していた十字亭一雅か、或いは十字亭一馬のような第三の人物の画賛かもしれない。

反論その三、天保四年正月刊人情本『仇競今様櫛』三編には、糸井の二代目一九襲名披露のための、四方正木が寄せる跋文(跋一オウ三オ)が長々と置かれる。跋文中に「今の返舎先生は」以下糸井の略歴や雅号、特に十字亭三九を二十七歳の時、初代一九より贈られたことを紹介する原文(脚注6)によれば、確かに春水門の「其後」^(注2)一九門へ来て、「十字亭」号を初めて贈られ、年齢に因んで「三九」まで贈られたという時間的流れが読み取れる。少なくともこの行文からして、十字亭→春水門→十字亭三九という転門の流れは読めない。当該跋文は二代目一九襲名を披露する目的で書かれているので、一九門を行ったり来たりした過去を隠したかったかと深読みする必要はなからう。

仔細は省略するが、「東船舎改十字亭」に至るまでの糸井の履歴を追跡した結果(脚注3)を時系列で要約すると、文政四年〜七年に合巻や洒落本を板行していた礫川南嶺が、文政九年十二月「東船笑登満人」として為永春水に入門、翌々十一年刊・春水作人情本『赤繩結紙古満』^(注3)に「門人登満人執筆」、同十一年刊・春水作読本『畠山仁政録』に「花輪亭登満人訂」、「補訂、東船笑登満人」、同十一年刊・春水補綴人情本『長者永代鑑』に、「東船笑登満人」の自跋とも受け取れる行文を入れたりして自己アピールする。同十一年刊・春水作人情本

『春宵美談朧月夜』四編の東船笑登満人序文には、文脈上自序であり自作であることを表明、文壇にデビューする者としての謙辞が連なる。同五編の本文には、糸井自身の故郷の噂話や自己宣伝する楽屋落ち的な内容まで登場する。しかし、やはり正式には東船笑登満人の名前で刊行されたわけではなく、表向きはあくまでも春水作であった。

それから、文政十一年初春序文『刃楚我茶話』・同三月序文『谷中の月』でわかるように「東船舎改十字亭」つまり、十返舎門下になるのである。文政十一年春序洒落本『青楼色唐紙』の跋文「終には丸き婚礼の、三三九度は三九の式法。一九の跡を接穂の鉢樹か」とあることを、終末をめでたく結ぶのが三九の小説作法だと、解釈する先学説(注10)に従えば、当年に「十字亭」の亭号のみならず「三九」という名まで頂いたことになる。更に、同文政十一年春序艶本『閨中膝磨毛』三編序文の年記署名の熊手の先が「九」の字三つであることも、「三九」という名を当年頂いたという証左になり得る。天保四年正月刊『仇競今様櫛』三編の「今の先生二十七歳のとき前の老人考へられて三九子とは名つけられたり」は、斯くして文政十一年の可能性が台頭するわけである。稿者管見初出の「十字亭三九」なる署名は文政十三年（魁梅枝曾我）『妹廿丁読作話』なので、文政十三年二十七歳、享和三年生と推定して

きたが、文政十一年に『刃楚我茶話』『東船舎改十字亭』、洒落本『青楼色唐紙』『三三九度は三九の式法』、艶本『閨中膝磨毛』三編署名の「九」の字三つ熊手の印しるしを綜合すると、二年早く享和元年出生の可能性も念頭に置くべきだろう。



【図1】『滑稽遊治郎』扉絵

可能性に留めざるを得ないのは、洒落本や人情本・艶本という性格からして刊年が記されず、序文年記からの推論であるからである。刊年が確定できる作品においては、文政十三・天保元年正月刊合巻『魁梅枝曾我』『妹廿丁読作話』の「十字亭三九」が管見初出である。

従って、「十字亭」という亭号の扱いには気を付けなければならない。享和二年刊・初代一九作画洒落本『起承転合』『起承転合後編滑稽遊治郎』という初版本には存在しなかった扉絵を、「十字亭画」【図1】として添えた改補後印本『滑稽遊治郎』（年記不明）が早稲田大学に所蔵される。『洒落大成』ではこれを「三九」画とするが、当該後印本が享和・文化期板行だったら別人だろう。文政十一年以降の板行だったら「十字亭三九」というふうには、「十字亭」だけでは判別でき

ない亭号であることには要注意である。

以上、「十字亭号に戻る」という先行説を再考察してきた。文政六年以前ではなく、文政十一年に初代一九とともに近場の江ノ島へ旅行をした可能性と、文政五年刊『続膝栗毛』十二編中巻の画賛者「十字亭」が、十字亭一雅か第三の人物である可能性が払拭されない限り、天保四年刊『仇競今様櫛』三編跋文にて読み取れる、春水門の「其後」一九門へ来て、「十字亭」号を初めて贈られ、年齢に因んで「三九」まで贈られたという履歴は真実と受け取るしかならう。

三. 文政四年〜七年の礫川南嶺、

文政十年の東船笑登満人

文政五年刊・初代一九作『続膝栗毛』十二編中巻の画賛者「十字亭」は、糸井ではない可能性が高いことを述べてきた。そして、同時期「礫川南嶺」として著作活動をする人物こそ糸井なのである。

礫川南嶺について、尾崎久弥(注1)は不詳、杉浦佐一郎は詳細不明（『秘本江戸文学選』後掲書）とするが、林美一は「淫亭主人スキナリ」も〈陰荃斎鷹高(注2)〉も十字亭三九（通称糸井鳳助）の隠号であった。ということは最初の礫川南嶺も三九自

身（『江戸艶本を読む』後掲書）と指摘する。礫川南嶺は糸井と同人というこの林説を補強すべく、氏の根拠とする『恋湊女護生娘(注3)』を再考した。先ず以て異本を四つ（①）(注4)に分けて、次のように図式化すると、一洒落本が艶本へと補筆改訂される過程がみえてくる。

そして、この補筆改訂されながら変貌するジャンルに伴う作者名・隠号の命名意識に注目すると、南嶺が糸井と同人である一証が浮かび上がるのである。即ち、②の序者「淫亭主人スキナリ」は、文政十一年序刊艶本『閨中膝磨毛』三編口絵画賛者「東篇木・垣太竹改・色山人・好成」の「好成」と、③の作者「開辺の陰士 陰荃斎鷹高(注2)」は、同『閨中膝磨毛』三編跋文の署名「勢尺苑・力鷹竹（+「鷹竹」字の印）の「力鷹竹」と同人だろう（詳細は後述）。所謂、②③④の作者は「閨中膝磨毛」三編の作者と同人ということである。

一方、洒落本①を補筆して艶本②③④を出した人は、原作

『恋湊女護生娘』

①洒落本・文政六年刊

↓①の文章+春画の挿絵→二冊に分冊②天保元年刊

↓①②の文章+第六回・初編+二編+三編二冊③天保年間刊

↓前編三冊+二編三冊④天保以降刊

者南嶺だろう。原作である①には「南嶺」著作であることが序文や跋文の至るところに記され、特に「自序」の年記署名として「文政六年癸未初春・礫川牛石邊（ふしなわしへのほとり）・南嶺誌（+寝そべる黒牛の印）」という所付けまで付される。抑も洒落本①の文章をそのまま用いて艶本②③へ補筆改訂したからには、他の作者が作品を剽窃、翻作したと考えるより、自作を艶本として改作したと見なした方が蓋然性が高い上に、以上の隠号の命名法と考え合わせると、①の作者「南嶺」は糸井という結論が得られるわけである。糸井が文政十一年或いは、文政十三・天保元年（1830）二十七歳ならば、文政六年（1823）二十歳か二十二歳であり、礫川南嶺作として、文政四年序合巻『仮名手本团扇張替』、文政六年刊合巻『東模様連理巢尺八』（あづまもやうれんりのすぢもり）が遺存するので、年齢上の矛盾もない。

ここで、礫川南嶺という戯号の由来も窺い知れる。文政六年刊洒落本『恋湊女護生娘』「自序」の署名と同様に、同文政六年刊合巻『東模様連理巢尺八』の「自叙」…文政五壬午季夏稿成・文政六癸未初春販板／礫川牛石邊・南嶺著述（+「南嶺」の印）」と署名することから、「礫川」の牛石があった近くに住んでいたという住所に因んだ戯号であったことが窺えるのである。言い換えると、当該戯号の作品が集中する文政四年から七年までの糸井の居住地が判明したわけである。

且つ又、「南嶺」とは蹄齋北馬の画系に入ったこと（注3）に由来するのだろうか。因みに、文政十一年刊・滝亭鯉丈作滑稽本『花暦八笑人』四編序文を、彼は東船笑登満人として寄せており、為永春水より先に有名になっていた春水の兄「滝亭鯉丈」にならつて、糸井は狂名を「滝亭糸丈」と付けたかと想像したところであるが、確証はない。

以上、『恋湊女護生娘』の隠号からして南嶺と糸井が同人と提唱した林説について、他の証例を引き合わせつつ補強してきた。斯くして、礫川居住期である文政四年～七年には主に合巻作者礫川南嶺として、また文政六年『恋湊女護生娘』の洒落本作者として活動した後、文政九年冬為永春水へ入門してから、文政十年東船笑登満人こと狂香園色山人（きやうかえんしよくざんじん）として序者になり、文政十一年為永工房の一員として春水の代作者になるのである。

そのような文政期の著作活動の追跡過程で、いくつかの先行説が補訂出来たので、以下箇条書きで示し、「東船笑登満人」としての文政十年の働きをも垣間見る。

その一、大田南畝の「杏花園蜀山人」に擬した糸井の戯号「狂香園色山人」について「全く他に見られず、正式に春水門人となる以前の一次的なものであったと見てよい」というが、文政十一年序刊『閩中膝磨毛』三編口絵の画賛者に「色山人」

の証拠があるので、春水門に入った翌年になってからも使用している。

その二、『松月露譚玉川日記』解題の「狂香園色山人（＝馱亭駒人？）^(ママ)」の（ ）内は取り除くべきである。別人である。

その三、糸井の通称とされる「鳳助^(注16)」や別号「登仙笑苦人」は当時の文献の記録や用例が見当たるまで保留すべきである。

その四、『春宵美談朧月夜』三編をも登満人執筆であると先学が考える理由として、既に「十返舎一九門人として十字亭三九を名乗っていた」彼が、師の初代一九の初・二編の後を受けて第三編を執筆した蓋然性が指摘される。しかし、三編執筆の時点（文政九年）には前述のようにまだ十返舎門に入っておらず、五編登満人^(注15)序の行文上窺える如く、三編は春水作、四・五編は春水の助作・代筆を糸井が勤めたと思しい。

その五、『朧月夜』四編は文政十年刊行ではない。文政十年執筆、十一年刊行であるので、『朧月夜』四編序文でいう「少子^(注17)は今歳はじめて南仙舎の門に入^(い)った年は文政十年と思しい。厳密に言えば、雄亨多満人作『武者絵早学^(注18)』序文^(注20)によって、山奎指摘の如く文政九年十二月春水に入門したと確定できる。

従って、その六、『朧月夜』四編が東船笑登満人の戯名の初出^(注19)ではなく、文政十年春序（同年中刊）『武者絵早学』序者名が初出であり、文政十年夏序（同年中刊）『誹風柳多留』九十

二・九十四編の序者名も早い例である。

四、文政十一年、二代目吾妻男一丁

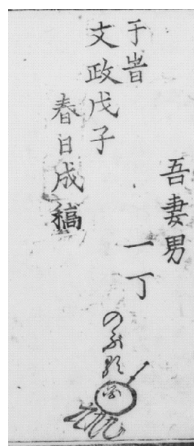
斯くして、文政九年冬、為永春水へ入門してから文政十年、東船笑登満人こと狂香園色山人として序者になり、文政十一年為永工房の一員として春水の代作者になるもの、同年は為永門下から十返舎門下へと転門する過渡期にも当たる。この文政十一年春序刊『閨中膝磨毛』三編にて、二代目の「吾妻男一丁」を標榜しつつ変形した熊手の印【図2】を使った糸井は、文政十三年（天保元・1830）序刊『閨中膝磨毛』四編序文にも、また異なる変形した熊手の印【図6】を用いる。因みに、熊手は一九を表象する印^(注21)である。

従来、艷本『閨中膝磨毛』における文化九年（1829）刊初・二編の作者初代吾妻男一丁は、三亭春馬の九返舎一八こと三代目一九、文政十一年（1830）と翌十二年（…正しくは翌々の十三年）刊三・四編の作者二代目吾妻男一丁は、糸井武の十字亭三九こと二代目一九とされてきた^(注22)。しかし、三・四編の作者は糸井に相異ないが、初・二編の作者は年齢上三亭春馬では有り得ないと稿者は考えている。因みに、糸井が初・二編の作者である可能性についても否定、初代一九作者説を

提案する別稿を期したい。

その『閨中膝磨毛』三編上の序文「吾妻男一丁のぶる（＋先が〈九〉の字三つの熊手の〇の中に〈花〉印【図2】）」に注目しよう。所謂、この「花丸」印は、糸井だったら花輪堂三九、春馬だったら花街楼春馬の表象というふうには、二通りが想定できるが、次掲のように本書の他の署名「色山人」等が糸井を指すので、花輪堂三九の表象だろう。同三編自序の画印【図3】は「東船笑」ならぬ「東篇木」と読み取れる。序文内容は、二編まで出版され岡部止まりになっていたが、

「久しぶりなる花王木はなおうぎの接木つぎぎの枝えだふり若わかやく花はなと種たねを探たづねる実生みばえの作者さくしやも、また統いっ統たい狂きやう名なのお笑わらひを、どどと吹ふ出す春風はるかぜや、やまだそも山出やまだし（…田舎者いんげ）なる東都子あづまごの／吾妻男一丁あづまおとこのぶる（＋〈九〉の字三つの印）／于おとこ皆おとこ文政ぶんせい戊子ごし・春日成稿はるひなり」と署名するようなものである。傍線を引いた表現は、同年刊人情本



【図2】『膝磨毛』三編序／



【図3】同書序／

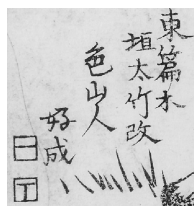
『朧月夜』五編東船笑登満人序文「是をつぎほの花王木はなおうぎや」、天保七年刊人情本『恋若竹』二編自序「接穂つぎほをしたる桜木さくらぎは」、文政十一年刊『花曆八笑人』四編登満人序「山出し男」にも用いられる文句であるので、当該艶本三編の作者が糸井であるという傍証にもなる。

口絵の画賛者「東篇木・垣太竹改・色山人・好成（＋〈一丁〉字の印【図4】）」と、天保元年刊・稿者推定糸井作艶本『恋姿女護生娘』（②）序者の名前「淫亭主人スキナリ」という例を照合すると、前述の如く「好成」スキナリを以て糸井の隠号と見なしてよからう。また、「東篇木・垣太竹・色山人」とは、「東船笑・滝糸丈・紀山人」の茶化してはなかるうか。東篇木は偏屈な人を指す「唐菱木」の当て字だろうが、「東篇木」は稿者推定天保三年刊・糸井作次掲人情本『仇競今様櫛』二編自序に「赤木あかぎで暇ごまか来きす東篇木あづまぎ、擬紫檀いしたんまがへの安作者やすしやくしや」と自分に対して謙かたじけなくってよく使う「安作者」（「不至作者あらずしやくしや」「魁梅枝會我けいばいご」、「予あづまごが如ごとき安作者やすしやくしや」『赤繩結紙古満』）という表現とともに再度使われる。

そして、同三編跋文は「…初代はつだいの一丁いちていがとほしかけたる跡なるを、痲病りんびやうにさせじとて、毫みんでをつぎたる当代いまの一丁いちてい、予あづまごは竹馬ちくばに等おなしき友ともなり、…此後馬このしりうまにのりが来て、むしやうやたらに出来できやした、めうでござんすと感あずるのあまり、かの

栗毛の弥次馬に、まかり出る事とはなりぬ。／時にあやある政、とをあまりひととせといふとし、卯月のころ（…文政十一年四月）。斯いふものは磨弄の庵中なる 勢尺苑・力鷹竹（＋鷹竹）字の印【図5】と、あたかも跋者は作者と別人であるかのように装っているが、「鷹高」が次のように糸井であると推定可能なので、「力鷹竹」も同人だろう。即ち、天保元年刊『恋湊女護生娘』（②）の補筆改訂作である天保年間刊『恋湊女護生娘』（③）の作者名が、「開辺の陰士 陰莖斎鷹高」であることからの推論である。

以上のように、糸井の文政期著作活動について調べた結果、礫川居住期である文政四年～七年には主に合巻作者礫川南嶺として、また文政六年『恋湊女護生娘』の洒落本作者として活躍した後、文政九年冬為永春水へ入門してから文政十年東船笑登満人こと狂香園色山人として序者になり、文政十一年



【図4】同書口絵／



【図5】同書跋／【図6】『膝磨毛』四編序



為永工房の一員として春水の代作者になる過程をみることできた。そして、同文政十一年は為永門下から十返舎門下へと転門して、東船笑登満人から二代目吾妻男一丁・十字亭・東海山人へと引き替わるといふ過渡期に当たるのである。次節では、斯くして十返舎門下になった文政十三・天保元年から、天保三年までの「十字亭三九」としての著作活動に注目する。

五. 天保元～天保三年、十字亭三九強調期

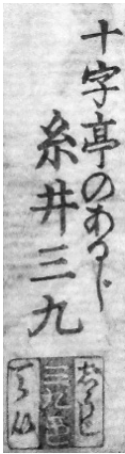
「東船舎改十字亭」（文政十一年初春序の改刻改題本『辺楚我茶話』）として文政十一年、十返舎門下へと転門した糸井は、天保初期は十字亭「三九」であることを、殊更に強調する姿勢が次の作例から見取れる。

公然と出せないジャンルの性格上、「三九」の代わりに隠号のみ使う文政十三・天保元年刊艶本から押さえておくと、先ず、文政十一年春序刊『閨中膝磨毛』三編にて、二代目の「吾妻男一丁」を標榜していた糸井は、文政十三・天保元年序刊『閨中膝磨毛』四編序文にて「文政庚とら（：1830）の春／東男一丁しるす（＋変形した熊手の印【図6】）」と引き継ぐ。当該艶本初・二編の作者吾妻男一丁が初代一九という私見が

正しいのなら、初代生存中に（膝栗毛もの）の艶本において二代目吾妻男一丁を表明するのは、十返舎門下生として大変光栄なことであつたに違いない。

同天保元年刊艶本『恋湊女護生娘』（②）は、文政六年（1823）刊自作落落本（①）の再版本にて、「文政六年癸未初春・礫川牛石邊・南嶺誌」であつた序者の名前を、彼の隠号「淫亭主人スキナリ」と彫り替えて補筆再版したものである。

一方、刊年が確定できる作品中、「十字亭三九」なる記名の管見初出作として、文政十三年刊合巻『魁梅枝曾我』（底本と図版引用は早稲田大学蔵本とソウル大学蔵本を適宜参照）と『妹廿丁読作話』がある。前書の自序には「十字亭のあるじ・糸井三九（+〈ぢうじ・てい・三九印〉の落款）【図7】」の署名の他、巻尾【図8】には、「三九」の文字を無数に鏤めた着物に、「三九」の表象らしい宝珠の紋所が付いた黒羽織を着た作者らしき若い男が、机を前に座る似顔絵で描かれる。この「三九」文字にて成つた紋様の衣服や、「三九」を表象



【図7】『魁梅枝曾我』自序／



【図9】同書見返し

したような宝珠紋の画印（巻尾三十ウ名壺【図8】、見返し【図9】）の他、当該合巻に登場する糸井の名前として「十字亭三九・花輪堂三九・糸井三九・十字亭系丈・十字亭系井三九」がある。「三九」なる記名を主軸に、煩雑なくらい様々な表記法がなされるのである。十返舎門下生としての門出を自ら祝うような、まさに「十字亭三九」を披露する作品といえよう。斯くして「十字亭三九」なる戲号は周知されたようである。天保二・三年多くの作品を物にする。その一つが『仇競今様

【図8】同書巻尾



十字亭三九著

一鳳齋國安画

櫛』である。

さて、『国書総目録』『日本古典文学大辞典』等には『仇競今様櫛』の「初・二編天保元、三編同四刊」とあるが、正しくは、初編天保三年前半期まで、二編同三、三編同四刊である。その根拠として、初編は「紀山人・糸丈」とのみ署名して「二代目一九」とは署名しないので、二代目一九襲名前であり、初編巻尾の文脈からして二編はまだ発売前であること、二編自序と巻尾、三編自序の行文上初・二・三編が同時刊行ではないことが挙げられる。例えば、「前編の当評判あたりのやうはん」という二編自序文脈上、そして、初・二編の好評を物語る三編自序文脈上、好評を得るまで数ヶ月は要したであろうから、数ヶ月以前に初編が既刊であった必要があること、二編から襲名公表に対する強い意思が感じられることを鑑みれば、初編は天保三年前半期迄は刊行され、三編は自序年記や奥付が天保四年正月なので、二編は天保三年中刊行の可能性が極めて高いということである。

引いては、天保三年という同年刊でありながら、糸井作往來物『童子訓どうしじゅんいろは短歌』では「十字亭三九」のみ用い、当該人情本『仇競今様櫛』二編では「二代目十返舎一九」を標榜するのを見ると、当該『仇競今様櫛』二編は正月よりは遅れて刊行されたと推察される。

そもそも襲名を唱う当該『仇競今様櫛』二編が、初代生存中の天保二年までの刊行のはずもない。初代一九は天保二年八月七日没する。当該二編を天保元年刊とする先行研究の刊記は、内題下の署名（「十返舎一九著」）のみによる誤認（生存中の初代作品）だろうか、根拠不明である。初編刊年も天保元年とする必然性が見当たらない。

斯くして、二代目一九襲名を唱った最初の作品であるという、文学史的にも有意義な『仇競今様櫛』二編である。そして、いよいよ翌天保四年正月刊『仇競今様櫛』三編では、至る所に「二代目一九」の名跡が強調される中で、特に見開き二丁半にわたる跋文には、糸井の略歴や雅号が時系列で紹介され、糸井の半生記にもあたいたいするような襲名披露口上が載るようになる。この二代目十返舎一九としての立地が固められる、天保四年以降は別稿（注23）を参照されたい。

* * * * *

初代一九が天保二年八月没し、稿者推定天保三年刊・人情本『仇競今様櫛』二編自序で「紀山人改 二代目十返舎一九」と署名し、天保四年刊・同三編跋文にて大々的な二代目一九の襲名披露口上を「狂月舎四方正木」に述べさせて貰う糸井である。

現在学界において最も通用する名前は、十返舎門弟として

の「十字亭三九」であろうが、彼の称号は次の一覧表の如く、十五個以上も数えられ、転門もし、襲名に至るまで並々ならぬ奮闘の軌跡が窺える人物であった。よって、本稿では取り挙げられなかった作品をも含めて、糸井関連著作から得られた様々な称号を图示することで、一九代々の混乱を解消する緒を提供し、結語に代えたい（出典は各号の管見初出作品である）。

【諸号一覽表】

中 期：十字亭三九	初 期	号
<p>糸井苦人・十字亭苦人 東海山人 丁 浮亭主人好成・陰莖 齋鵬高・二代目吾妻男一 十字亭三九 花輪堂三九・糸井三 九・十字亭糸井三九・十 字亭糸文</p>	<p>花輪亭登満人 糸井登満人 糸井登満人 滝亭糸文</p>	<p>出典及び補足</p>
<p>校訂 文政十一年序刊艶本『閨中膝磨毛』三編 「東篇木・垣太竹改色山人・好成・勢尺苑・ 力鴈竹」他 天保元年刊合巻『魁梅枝曾我』 年刊往來物『童子訓いろは短歌』 天保元年刊合巻『魁梅枝曾我』</p>	<p>文政四年序合巻『仮名手本団扇張替』 文政十年春序刊・多満人作『武者絵草字』序 文政十年刊・春水作人情本『玉川日記』 二編序者「狂香園色山人」 文政十一年刊・滝亭鯉文作滑稽本『花暦 八笑人』四編序「原の狂名滝亭糸文、今は 流を引かへて、(中略)東船笑登満人」。 文政十一年刊・春水作人情本『赤繩結紙古 満』序 文政十一年刊・春水作読本『畠山仁政録』序</p>	<p>文政四年序合巻『仮名手本団扇張替』 文政十年春序刊・多満人作『武者絵草字』序 文政十年刊・春水作人情本『玉川日記』 二編序者「狂香園色山人」 文政十一年刊・滝亭鯉文作滑稽本『花暦 八笑人』四編序「原の狂名滝亭糸文、今は 流を引かへて、(中略)東船笑登満人」。 文政十一年刊・春水作人情本『赤繩結紙古 満』序 文政十一年刊・春水作読本『畠山仁政録』序</p>

本 名 と 生 没	後 期	号
<p>享和元年生か 享和三年生か 生国「上毛州黒河の 里の産」 没年不明(天保十三年 迄生存)</p>	<p>糸井武 糸井鳳助(×) 糸井式九・糸井一九 赤城子 滝糸文・梅園春興・ 糸井式九・糸井一九</p>	<p>出典及び補足</p>
<p>文政十一年序『辺楚我茶話』に「十字亭、 落款、天保四年刊『化競今様櫛』三編跋 安政三年序『戯作者小伝』(『燕石十種』 所収) 文政十一年序『辺楚我茶話』に「十字亭、 同年刊『青楼色唐紙』跋文「三三九度は三 九の式法」、同年春序刊『閨中膝磨毛』三編 序署名の「九」の字三つの熊手印が「三三九」 の表明なら、当年27歳 文政十三年年刊合巻『魁梅枝曾我』「十字 亭三九」によるなら、当年27歳 天保四年刊『化競今様櫛』三編跋 天保十一年刊成立の稿本と刊本</p>	<p>紀山人 呉鳥齋(?) 紀山人三九 二代目十返舎一九 二代目十返舎一九 滝糸文・梅園春興・ 赤城子 糸井式九・糸井一九</p>	<p>天保三年迄刊人情本『仇競今様櫛』初編 天保六年序刊合巻『三国太郎再来伝』口 絵画賛 天保三年迄刊人情本『仇競今様櫛』初編 天保三年刊往來物『童子訓いろは短歌』 「紀山人作・呉鳥齋画」 天保三年刊人情本『仇競今様櫛』初編 序者名 天保三年刊人情本『仇競今様櫛』二編「紀 山人改二代目十返舎一九」 天保四年刊『化競今様櫛』三編跋「故蜀山翁 より送らる、雅名を、滝糸文と呼れしが」他 天保六年序刊合巻『三国太郎再来伝』</p>

注

注1 棚橋正博『弥次さん喜多さんの膝栗毛』2015年、NHK出版、p.151

注2 石川了『黒川春村門人村田元成——天明狂歌作者加保茶元成の孫』『江戸狂歌壇史の研究』汲古書院、2011

注3 拙稿a『磯川南嶺・東船笑登満人の文政中期著作活動について』『日語日文学研究』113、韓国日語日文学会、2020年5月／b『東船笑登満人・十字亭の文政十一年著作活動について——為永門下から十返舎門へ』『日本語文学』85、韓国日本語文学会、2020年6月／c『十字亭三九の文政末期・天保初期著作活動について』『日本語教育』92、韓国日本語教育学会、2020年6月

注4 神保五弥『為永春水の研究』白日社、1964、p.301

注5 十字亭一雅と佐倉の一雅亭が別人だとしても、糸井こと十字亭三九とは別人なので穿鑿しなす。

注6 「一回は教訓亭(春水)の舍盟に遊びて、数十部の著述に妙案を尽し、其後前の十返舎重田一九老人、十字亭の別号をおくられ、今の先生其時の年才によりて、三九とは号られし也。(今の先生二十七歳のとき前の老人考へられて三九子とは名つけられたり)」。以下、特記しない限り翻字は稿者によるが、原文の促音・拗音「つ・や・よ」は小字で表した。また、翻字文や引用文中に(…)とした箇所、傍線、傍点は稿者の補記である。

注7 中山尚夫編『怪物輿論田舎草子他(十返舎一九集6)』(古典文庫497、1988) p.321～『辺楚我茶話』の全文収載され、その口絵第二図の画賛者「東船舎改十字亭」、挿絵第二図の画賛者「十字亭のあるし糸井苦人」。

注8 神保五弥『為永春水の研究』前掲書／『洒落本大成』28巻、中央公論社、1978、p.428「一時東船笑登満人を号すが、この頃

(…文政十一年)は再び十字亭三九にかえっている」。／山本誠「為永春水年譜稿 その四」『東洋大学大学院紀要』三十二号、1996。「二十返舎一九と為永春水」『白山国文』一号、東洋大学国語国文学会編、1997。勿論、この一度目の一九入門に触れない辞典類も多いが、否定しているわけではないので、本稿は否定という意味合いを有する。

注9 中山尚夫『十返舎一九研究』(おっふっ、2002、p.250・251・364)「文政十年・長病が癒えて著作活動を再開する」

注10 『洒落本大成』28巻、前掲書、p.428

注11 尾崎久弥編『改造文庫・草雙紙選』第2部 第168篇(改造社、1932)における『仮名手本团扇張替』の解題中。

注12 ①『東大国語蔵本(A4047)『恋湊女護生娘』の解題中。
②③所蔵先不明。林美一『江戸艶本を読む』(新潮社、1987、p.207-211)／『江戸艶本大事典』(河出書房新社、2014、p.213)紹介本

④『女護鳥宝入船：恋湊女護生娘』(秘本江戸文学選1、杉浦佐一郎訳・解説、日輪閣、1976) 収載本

注13 「蹄齋(…北馬)先醒に随ひては、画筆に一風の妙をあらはす」(『仇競今様櫛』三編の四方正木跋文)という糸井である。北齋の直弟子で天保六年「北嶺」という画号を与えられた初代府川かきつる一則の例がある。

注14 山本誠「二十返舎一九と為永春水」前掲書、p.24

注15 国文学研究資料館編『人情本事典』笠間書院、2010、p.134

注16 糸井鳳助説は岩本活東子著・安政三年序『戯作者小伝』(『燕石十種』第2輯、中央公論社、1980所収)から始まったと思し。

諸辞典類の記録のみで作品中には名乗らず、根拠不足の通称である。

注 17

神保五弥『為永春水の研究』前掲書、p.304。因みに、『人情本事典』（前掲書）では文政八年刊『臘月夜』二編は作者不明とするが、五編序文によれば初代一九とらしい。同事典で同三編は春水作とする。

注 18

「はしがき。…此、ふみや、さきのとし、十返舎のぬし思ひおこして、始めて綴りなせりしを、…其が二編をさへつぎて出さば、…その後ふみ屋の乞ふまに、狂訓亭主人まめだちて、是をつぎほの花玉木や、…」

注 19

棚橋正博「戯作者列伝17」『日本古書通信』2008年9月号

注 20

「…多満人も予も旧臘、顔見世をして、…文政丁亥のとし春日／楚満人門人・東船笑登満人＋印」。この序文中文言によって山空誠（為永春水年譜稿「その四」前掲書、p.134）は「入門の時期を文政九年十二月と確定できる」とする。

注 21

棚橋正博「戯作者列伝17」前掲書

注 22

林美一『艶本紀行 東海道五十三次』河出文庫、1986／『江戸艶本を読む』前掲書／白倉敬彦『絵入春画艶本目録』平凡社、2007／国文研日本古典籍総合目録／立命館 ARCD B 他。これについての補訂を、拙稿 d 「三代目一九こと初代三亭春馬の錯綜する小伝・戯号再考」（『日本学研究』56、檀国大学校日本研究所、2019年1月）／e 「三亭春馬としての天保前・中期における著作活動考」（『日本語教育』87、韓国日本語教育学会、2019年3月）でも一部行っている。

注 23

拙稿 f 「糸井武作『仇競今様櫛』からみる天保四年の〈二代目十返舎一九〉公表を巡って」『日本語文化』52、韓国日本語文化学会、2020年10月／g 「糸井武の〈二代目十返舎一九〉としての著作活動考」『日本学研究』62、檀国大学校日本研究所、2021年1月

附記：本稿は二〇二〇年一月二十五日・近世文学研究会（於武蔵大学）

で口頭発表したものに、加筆と修正を施したものである。席上ご指示下さった延広真治・小林ふみ子・中村正明先生に深謝申し上げます。

（かん じひょん・（韓国）全南大学校教授）